

接骨院や整骨院にかかる場合、治療を受けることになった痛みの原因によっては健康保険で扱えないことがあります(下記参照)。健康保険で扱えない場合は、治療費は全て自己負担となるのでご注意ください。

接骨院・整骨院にかかるとき

健康保険には 使える範囲があります!

健康保険扱いになります!

- 打撲・ねんざ・挫傷(肉離れなど)
- 骨折・脱臼
(応急手当を除き、骨折・脱臼の場合は医師の同意が必要です)

こんな場合は自己負担に!

- 日常生活からくる肩こりや筋肉疲労
- スポーツにともなうからだのケア
- 脳疾患後遺症、リウマチなどの慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 医療機関で治療中のもの

健康保険で接骨院・整骨院にかかるときは…

- どんなことで接骨院・整骨院で治療を受けようとしたかを伝えましょう
- 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう
- 領収書を受け取りましょう
- 治療が長びくときは医師の診察を受けましょう

健康保険で治療を受けた場合、受けた治療内容や負傷原因など、健保組合から照会させていただく場合があります。

健康保険のみらいをみんなでつくる/
あしたの健保プロジェクト



健保連